

「むつ市犯罪被害者等見舞金」のご案内

市では、犯罪行為により被害に遭われた方、又はそのご遺族に対しまして、見舞金を支給しております。

見舞金の種類、支給の要件、申請に必要な書類等につきましては、以下のとおりです。

-----見舞金の種類-----

- 遺族見舞金……30万円(犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給)
- 重傷病見舞金……10万円(犯罪行為により1か月以上の重傷病を負った方に支給)



-----見舞金支給の内容-----

支給の要件	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察に被害が認知された犯罪行為であること ○ 犯罪被害者がむつ市民であること ○ 遺族が被害発生時から継続してむつ市民であること ○ 遺族が配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)又は被害者の二親等以内の血族(第1順位遺族)であること
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察に被害が認知された犯罪行為であること ○ 犯罪被害者が被害発生時から継続してむつ市民であること
支給できない場合		<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪発生時に加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)がある場合 ○ 犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行った場合 ○ 暴力団員等である場合 ○ 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合
申請期限		○ 犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害発生日から7年以内
申請に必要な書類	遺族見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ むつ市遺族見舞金支給申請書(様式第1号) ○ 被害者の住所と遺族の犯罪発生時からの住所を証明できる書類(住民票等) ○ 被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類(死亡診断書等) ○ 被害者と遺族の続柄が確認できる書類(戸籍全部事項証明書等) ○ 被害者と遺族が事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類
	重傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ○ むつ市重傷病見舞金支給申請書(様式第2号) ○ 被害者の犯罪被害時からの住所を証明できる書類(住民票等) ○ 負傷又は疾病の状況と1か月以上の療養期間が確認できる医師の診断書等
問合せ先 申請窓口		むつ市政策推進部市民連携課 〒035-8686 むつ市中央1-8-1 電話番号:0175-22-1111 受付時間:月～金曜日 午前8時15分～午後5時15分 (祝・休日、年末年始を除きます。)

見舞金についてのQ&A

Q	遺族見舞金の対象となる「遺族」とは、だれを指しますか？
A	<p>遺族見舞金の支給を受けるご遺族は、むつ市民である第1順位遺族と定めており、その順位は次のとおりです。(○内の数字は、支給を受けられる遺族の順位です。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む) 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹 <p>第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者としてご請求ください。なお、これに関わらず遺族間で協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することができます。</p>
Q	重傷病見舞金の対象となる「重傷病」とは、なにを指しますか？
A	重傷病とは、負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1か月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいいます。
Q	現住所がむつ市外の者です。ある日、むつ市で暮らす家族が犯罪に巻き込まれ亡くなりました。この場合、むつ市外で暮らす遺族は、見舞金を受け取ることができますか？
A	見舞金の支給対象者は、市内に住所を有している方となります。従いまして、現住所が市外の方は見舞金を受け取ることができません。
Q	旅行などで市外を訪れていた際、犯罪に巻き込まれました。この場合、見舞金を受け取ることができますか？
A	犯罪の発生場所は、市内であるかどうかは問いませんので、見舞金を受け取ることができます。
Q	犯罪被害後に、むつ市外へ転出した場合でも見舞金を受け取ることができますか？
A	犯罪発生時から申請時までの間、継続してむつ市民である方を対象としております。申請前に市外へ転出された方は、見舞金を受け取ることができません。
Q	交通事故による被害は、見舞金の支給対象となりますか？
A	この制度は、犯罪行為による被害を対象としています。過失による交通事故の場合は、支給の対象となりません(ただし危険運転致死傷罪に該当する事件は対象となります)。
Q	犯罪被害であれば、どのような場合でも見舞金の支給対象となりますか？
A	<p>犯罪被害であっても、次の場合は対象とならないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪行為が行われたときに、加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む)がある場合 ○ 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者に、当該犯罪被害を教唆し又は幫助する行為や、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発、その他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があった場合 ○ 犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者が、暴力団員等である場合 ○ その他見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合